

政務活動費実績報告書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No. 5

項目	研究研修費・調査旅費 (該当する項目を○で囲む)		
期間	R元年 11 月 6 日 から 11 月 8 日まで		
研究研修名・場所等	第81回全国都市問題会議11月7日～8日 会議当日9:30までに会場入りするため前泊しました (鹿児島県霧島市国分体育館)		
参加者	10人 (氏名等) 武田なおき、若杉たかし、さかえ章演、成瀬のりやす、松原たかし 日比野和雄、陣矢幸司、谷口武司、秋田さとし、安田吉宏		
研究研修・調査の項目			
テーマ「防災とコミュニティ」			
1日目(基調講演・主報告・一般報告)			
基調講演「鹿児島の歴史から学ぶ防災の知恵」 原口 泉 志學館大学教授			
主報告「霧島市の防災の取組」 中重真一 霧島市長			
一般報告「防災とコミュニティ」尚綱学院大学群長 田中重好			
「平成30年7月豪雨被害における広島市の対応と取組について」 松井一實 広島市長			
「火山被害と防災」防災科学技術研究所火山研究推進センター長 中田節也			
2日目(パネルディスカッション)コーディネイター 追手門学院大学教授 田中正人			
パネラー 大矢根淳・磯打千雅子・持留憲治・豊岡武士・神出政巳			
	摘要	金額	備考
経 費 内 訳	レンタカーガソリン代	5,000 円	
	道路通行料等	3,170 円	6日(引山IC→セントレア東IC)1,630円 8日(セントレア東IC→引山IC)1,540円夜間割引
	交通費(中部国際空港・鹿児島空港往復運賃)	340,500 円	17,550円×10人=175,500円 16,500円×10人=165,000円
	交通費(レンタカー等)	59,040 円	55,740円+3,300円(安心パック)
	道路通行料等	4,540 円	6日(鹿児島空港IC→鹿児島北IC)1,090円 7日(鹿児島北IC→隼人東IC)1,150×2 8日(鹿児島北IC→隼人東IC)1,150
	宿泊費	220,000 円	11,000円×10人×2日分
	会費(出席者負担金)	100,000 円	10,000円×10人分
	駐車場代	6,800 円	ホテル外2泊(2,000円) +空港2泊(4,800円)
	振込手数料	770 円	宿泊・会費(770円)
	計	739,820 円	

別紙1 (内容)

基調講演「鹿児島県の歴史から学ぶ防災の知恵」志学館大学人間関係学部教授 原口 泉氏 南九州のシラス文化と自然災害

南九州の江戸時代の災害史を振り返ってみると「洪水→台風→^{かんぱつ}旱魃→虫害→疫病」のサイクルを繰り返し、さらに火山爆発、地震、津波が被害を増幅させた。しかし、南九州の人はこのような厳しい環境下で、以下述べるこの地方独特の地形を生かして災害を潜り抜けてきたそうである。

シラス台地は2万9千年以上前の^{あいら}始良火山の大爆発により火砕流が高温で堆積して誕生した。温度の低下とともにガスが抜け、空洞（洞窟）や亀裂がいくつもできた。これを「ガマ」という。この「ガマ」は鹿児島と沖縄の方言で「川の縁の洞窟」を意味する。縄文時代から現代にいたるまでこの「ガマ」をいかに自然災害による回復不能というような、甚大な被害を潜り抜けてきたのである。このように「ガマ文化」は災害常襲地帯の南九州に生まれた独自のシラス文化といえる、とのことであった。

講演の締めくくりは、「防災」ではなく「克災」という発想が大切であるとされた。南九州の自然災害との戦いを総括すれば、災害は「防ぐ」から「克服する」「乗り越える」という発想で対応してきたとのことであり、人類の知恵を再認識すべきであると感じた。

主報告「霧島市の防災の取組」—火山防災— 霧島市長 中重 真一氏

講話の半分以上は霧島市のプロモーションであった。

「霧島ジオパーク」の紹介

平成22年9月に霧島岳を中心とする環霧島地域が「霧島ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。「自然の多様性とそれを育む火山活動」をテーマとする霧島ジオパークも、ユネスコ世界ジオパークの認定に向けて取組を進めている。

「^{しんもえだけ}新燃岳」噴火における市の対応

平成23年1月26日15時30分頃、約300年振りに新燃岳が大噴火した。市当局は直ちに災害警戒本部を立ち上げ、24時間体制をとった。登山道を閉鎖するとともに、火山情報の周知や観光客、登山者の避難誘導を行うなど、経験したことのない噴火への対策を行った。

2月1日の爆発的噴火では、「^{くうしん}空振」とよばれる衝撃波によって火口から約12Kmのところまで施設・住宅の窓ガラスが破損するなどの被害が発生した。

観光客の減少など霧島市の観光にも大きな打撃を与えた。その後、平成30年3月の噴火では、風評被害を抑制するため、積極的に現地の状況についての情報発信に努めた結果、宿泊のキャンセル数は少なかった。

科学的根拠に基づいた情報を周知徹底することの重要性を再確認したとのことであった。

一般報告 災害とコミュニティ : 地域から地域防災力強化への答えを出すために

尚綱学院大学人文社会学群長 田中 重好氏

1995年の阪神・淡路大震災以降「公助・共助・自助」という言葉が一般的になったが、同時に「行政の限界」という認識もなされるようになった。のちの改正によって、地区防災計画制度が導入され地域の発展のためには防災対策が不可欠であり、その対策はコミュニティをベースに推進していくことが重要だという「気づき」から始まった。

コミュニティをどう捉えるか

コミュニティは社会関係、社会集団、地域的アイデンティティの三つの要素からなる境界をもった住民の塊であり、学校、企業も一構成要素である。又、様々な地域の総称であり、重層的な構造を持ち多様である。コミュニティは行政から「つくることができない」もの、自主的な存在である。

現在の防災・復興対策におけるコミュニティに関連する課題・問題点

これまでは中央依存的な防災対策となりがちであり、その結果、住民は自治体に依存し、自治体は政府に依存するという「依存の悪循環」が生じがちであった。

中央防災会議での議論としては「住民の主体性」「民間の力」「多様な主体」として言及され、改めて重要性を指摘されているのは地域防災というテーマであり、その推進主体としてのコミュニティである。

結論として

全国の自治体が「実験的に試み、成功、あるいは失敗した」地域防災力への取り組みを全国の自治体の共同の経験にしていくことで「地域からの答え」が生まれてくる。経験の共有化によってこそ、「地域からの防災力強化」が実現する近道である。

平成30年7月豪雨災害における広島市の対応と取組について

広島市長 松井 一寛氏

【災害の概要について】

台風7号の広島市での状況は、7月6日昼過ぎから7日朝にかけて大雨になり、6日17時から20時までは、1時間雨量30~60ミリ、18時から19時までには72ミリの大豪雨。広島市東部を中心に土石流や崖崩れ、河川の氾濫等が相次ぎ、死者26名、行方不明2名など、大きな被害が発生した。

【災害応急対応について】

ソフト面の整備

○H26年8月の豪雨災害以降、これまで消防局にあった危機管理部門を独立させ、複数局に分散していた危機管理機能を集約し、危機管理室に集約。

○災害警戒本部・災害対策本部に加え、災害リスクに応じて、注意体制・警戒体制を新設し、災害リスクが高まった際、災害対策に必要となる人員を速やかに配置できるようにした。

ハード面の整備

○避難に関する判断支持の前提となる「防災情報共有システム」構築。

→かなり早い段階から整理された情報が入り、次の一手を見通した判断できた。

救援活動

○現地指揮本部で、消防・自衛隊・警察の各機関が役割分担を協議し、救援活動展開。
→平常時からの連携、コミュニケーション大切

【生活再建に向けた取り組み】

- 「例外はやらない、一般の対応で・・・」ではなく、現場優先の意識が重要。
- 災害救援法による生活必需品だけでなく、被災者の視点にたった独自の支援策として、テレビ・冷蔵庫・洗濯機等の身の回りの生活用品も給付した。
- 被災者の生活再建のためには、道路はもとより民有地の土砂撤去が不可欠だが、今回のような大規模土砂災害では土砂や家屋のがれきが混在。民有地での撤去は自己負担が原則だ。
→翌日7日に市が撤去することを決断。11日に下水道局に専門チーム設置。重機の所有者との連携で、土砂撤去が加速度的に可能になった。
- 前回災害では、罹災証明発行のための認定調査を行う職員も避難所運営に従事していたものを、初期段階から認定調査に選任させた。

【皆様にお伝えしたいこと】

平常時 「災害は身近に起こりうるもの」当事者意識をもってもらうかを意識する。近隣市町との危機管理体制の連携。

災害可能性高まった時 狼少年論を恐れない。人命が最善の覚悟。

復旧復興以降 機能復旧だけでなく、愛着を持って住めるまちの視点。前例にとらわれず、常に検証を行い必要な改善を行う。災害を記録に残し、継承を図る。

「火山災害と防災」 防災科学技術研究所火山研究推進センター長 中田 節也氏

おとなしい日本の火山活動。「日本は火山列島であるが火山活動は穏やか」巨大噴火は富士山や樽前山の噴火以来300年近く起きておらず、大噴火はといえば北海道駒ヶ岳の噴火以来約100年起きていない。火山監視・観測と予測。日本では、地震観測網と同様に整備された火山観測網により世界でも有数の火山監視・観測体制がある。

日本における火山防災の特徴、日本の火山防災体制は世界的にはやや特殊である。諸外国では研究機関と火山防災担当機関が一体化しており、観測による速やかな活動評価と情報発信の決断力に関して日本と大きな違いがある。防災対策としてジオパークの活用、地域全体が防災に馴染む手段としてジオパークを活用することが有効な手段の一つである。島原半島や洞爺湖有珠山ジオパークでは、噴火の仕組みからその脅威までを教えるとともに多くの恵みについてもその背景を教えている。

終わりに、近い将来、規模の大きな噴火が必ず到来する。その時に備えて、対策を国と協働して行い、国民に火山噴火の脅威を知らせるとともに、火山国家としての特性を生かした観光施策の構築も必要であると指摘された事が強く心に残った。

全国都市問題会議（パネルディスカッション）

防災とコミュニティ パネリスト「磯打千雅子」 目標と限界を共有する戦略的な連携計画 —地域継続計画DCP—

被災を前提とした対応計画である、BCP（事業継続計画）とDCP（地域継続計画）を作成することが防災には必要である。BCPでは主に企業や行政が組織の維持のために作成しなければならない。従業員の雇用の確保と社会に必要とされる企業として大企業の7割以上が作成済みであり今後は200名以下の中小企業へ広げていく必要がある。中小企業の事業継続計画の完成は地域の一早い災害復旧に役立つ。

DCPを作成するにあたり考慮する必要があることには、個別最適化が必ずしも全体の最適化につながらないことである。ここに、DCPにおける地域コミュニティの重要性がある。つまり、人とひとの繋がりをベースとして、多様な主体の連携による地域機能の継続性担保することこそDCPの本質であり、「自助、共助、公助」の3分論の垣根を溶かしていく必要があるのである。三島市での職員によるオフロードバイク隊が今回の都市問題会議でのパネルディスカッションにて事例として取り上げられた。つまり、市職員である個人が得意な分野を活かし、または活かす組織をつくることにより3分割論を溶かしていると言える。本市においてもブロック塀の撤去などに補助金を出す施策を行った事例などは、自治会（共助組織）が危険箇所を指摘し、個人の（自助）による撤去作業を、市行政（公助）として補助する3分論を溶かしているといえる。

まとめとして、本都市問題会議に参加させていただき、DCP（地域継続計画）とは地域コミュニティの継続計画であり、地域住民・地域にある企業がお互いの得意分野を活かすこと、限界を認識し共有することで、完全なる防災を目指しつつも本質として、脆弱性を少なくしていく行動を起こし地区防災計画を策定していく必要がある。行政は健全なBCP（事業継続計画）を策定することが必要であり、その上で各々の地区防災計画をボトムアップし恒久的連携コミュニケーションのきっかけを住民と共に絶えず模索する必要があるという結論に達した。

地域継続力 = 個別組織の事業継続力 × 連携を前提とした対策効果

- 1 個による事業継続力の向上
- 2 連携を前提とし組織内で担保できない問題を他組織と相互補完
- 3 多様な主体性の連携による地域機能の継続性を担保

地域コミュニティの強化を目指してのパネルディスカッションのまとめ。

霧島市国分野口地区 自治公民館長 持留 憲治氏

まず初めに、持留 憲治氏の紹介 1952年鹿児島県霧島市（旧国分市）生まれ。1976年霧島市内に誘致したソニー国分株式会社に入社し、半導体部品の製造及びコンピュータシステムの開発運用業務に従事。退職後は、地域への貢献を目標に防災防犯を担当し、「安心安全で温もりのある地域づくり」を目指した活動を進めている。現在、鹿児島県地域防災推進員、霧島市国分自治公民館連絡協議会副会長も務める。

野口地区は、霧島市中央部のやや西側に位置しており、霧島山麓に源を有する水を集めて綿江湾に注ぐ天降川の下流両側に位置している。北側の一部が天降川氾濫時の浸水想定区域になっているが、水害に関しては比較的安全的な地理的条件と考えられる。令和元年7月時点で人口は、3,007名で世帯数は、1,471世帯となっている。公民館は、6自治会で構成されており自治会への加入数は、約35%となっている。公民館活動に連携する団体としては、消防団、育成会（PTA）、舞鶴クラブ（老人会）があり、地域伝承行事やボランティア活動など互いに協力し運営している。野口地区自治公民館としては、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ことが重要であり、そのためには、自助、共助である自主防災組織による素早い行動が最も有効になる。平成20年に防災会組織を発足させ、地域の人達がお互いに協力して、迅速でかつ適切に行動できる様に繰り返し防災訓練を実施してきた。避難訓練は初めに霧島市の防災行政無線による放送で開始し、住民に対しては、危険を感じたら直ちに安全な場所へ避難することの意識付けを行っているとのことである。

尾張旭市もそうですが、住民の意識改革、アパート、マンションの方の防災訓練の参加、人材育成は今後の課題だと思われる。

コミュニティ・レジリエンス醸成のかぎを探って

—結果防災(活動・組織)の掘り起こし—

専修大学人間科学部教授 大矢根 淳氏

1. 防災をめぐる地域コミュニティは社会的期待の高まりにどう応えるか。
防災の主体は担い手がどれほどいるか、さらに一歩踏み込めるかが大きなカギになる。
2. 防災インフラが全国的に普及し、主にハード整備によって防災機能が充実してきたことで『防災は行政任せ』という一般的意識が広がってきている。
阪神・淡路大震災でご近所の方々が倒壊した家屋から次々と救助を行ったのは共助のシステムがうまく作動したからだろう。
3. 防災倉庫の中はどのように整理整頓されているか。最初に使うはずのバールは目に付くところに置かれているか。炊き出し道具はもう少し後に使われるはずだから奥にしまわれているか。地元の被害想定への対応シナリオに即して整理されているか。地域によって具体的な想定の上防災倉庫の中身を整理する想像力を盛り込みたい。
4. 個人情報規定が厳しくて見守りシステムをこれ以上進めていけない、との声をよく聞く。そこで、個人情報保護法の第23条を次に記載する。

(第三者提供の制限) 第23条

1. 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

災害時に個人情報保護法は適用外である。

日弁連が個人情報過保護状態として、全国の自治体にレクチャーして回っている現実がある。誤解を乗り越え、各地域にて具合的な防災メニューに取り込んで貰いたい。

安全・安心なまち三島を目指して—地域防災とコミュニティ—

静岡県三島市長 豊岡 武士氏

静岡県三島市は静岡県の東部に位置し、人口は11万人である。北には富士山、東には箱根山、南には世界ジオパークに認定された伊豆半島が位置している。

三島市は、昭和54年に大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に、平成26年には南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

これにより地震防災対策を市政の重要課題と捉え、予算編成の基本方針の一つとして、「コミュニティの力で築く安全・安心な地域づくりと思いやりの心でつなぐ子育て・福祉の充実」を掲げ、地域・企業・行政が一体となった安全・安心なまちづくりに継続的に取り組んでいる。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などを教訓として、様々な計画づくりやマニュアルを整備するとともに多くの協の締結を行っている。

- ・ 防災計画—地域防災計画、水防計画、業務継続計画、地震対策アクションプログラム、災害時受援計画
- ・ 個別計画マニュアル—職員初期行動マニュアル、遺体措置計画 他 全82件
- ・ 災害協定—自治体間単独相互応援協定 4市、その他自治体協定・覚書 19件
民間事業者との協定・覚書 116件

避難所運営基本マニュアルを策定し、自主防災会、学校、市職員で情報を共有し、円滑な避難所運営を行うため、避難所開設のアクションシート等を導入した。本年は、静岡県の総合防災訓練が三島市で2日間にわたり開催され、自主防災会から約2,200人が参加し、全23の指定避難所において一斉に避難所開設訓練を実施した。

防災力アップ！人材育成講座を開催し、各家庭で生かすことのできる内容となっており、地域の防災リーダーの育成を行っている。また、小中学生で構成されるジュニアレスキュー隊、中高生で構成されるチャリンコ隊、成人で構成されるオフロードバイク隊を結成し、市民の防災に対する意識の向上を図っている。

市民・企業・行政が一体となった防災対策に取り組む。 海南市長 神出 政巳氏

東日本大震災、南海市では大きな教訓として南海トラフ地震の備えに生かされている。津波に備えては、総事業費450億円、国内最大級の水門を備えた総延長6.9kmに及ぶ防波堤等の津波対策工事が国直轄事業として令和5年度の完成に向けて進められており完成後には大きな減災効果が期待される。

またブロック塀の撤去、大雨、台風に関してはパンフレット等の活用により地区ごとの災害リスクや早期避難の重要性について周知に務めている。

自主防災、自治体、各種市民団体などから説明会の要望があれば応えている。
結局は地域と行政が連携して災害に備え、密接な関係を築くことが重要と訴えている。

別紙（２）今後の活用方法

① マニュアル作りも大切だが、一番必要なのは住民のコミュニケーション力の向上に繋がる施策の提言をしていく。

※「誰もが参加しやすい地域活動の構築」

具体例として

- ・ 校区運動会の活性化
(小学校と連携した種目を新設して、町内会未加入者の参加を促進する)
- ・ 市民祭への参加団体の見直しをして、新たな参加団体を募集する
- ・ 防災訓練への参加団体を募集する

② 本市においても、ジュニアレスキュー隊、チャリンコ隊、オフロードバイク隊など新たな団体を結成し、市民が積極的に訓練に参加できる取り組みを増やすなどの工夫を通して、防災意識の向上を図ることができるようにしていく。

③ 自然災害に関する情報提供のあり方の細分化を図り、市民の防災意識の向上を図る

- ・ 本市に影響を及ぼす可能性のある情報（地震・河川の決壊）
- ・ 愛知県に影響を及ぼす可能性のある情報（地震・津波・河川の決壊・土砂崩れ）
- ・ 日本全体に影響を及ぼす可能性のある情報（地震・津波・火山の爆発）

領収書等貼付用紙

毎月 5・15・25日はお得な日
表示単価は「税別」です。



領収書

印紙

IDEMITSU

217820

南国殖産株式会社

TEL 0995-58-2435

鹿児島県姶良郡川内町
鶴島市海辺町麓曲迫287-1

売上 2019年11月 8日
18:30
上 様 手
現金フリー 00-217820-90001-0001-9

出光ゼアス	P-7	
33,42L @136.0	4545円	
01200.00		
(内、レンタカー割引 -@3.0	-100円)	
小計	4,545円	
消費税(外税)等(10.00%)	455円	

合計	5,000円
(内、消費税等(10.00%)	455円)
預り金	5,000円
釣銭	0円

伝No: 10579 担当:8800

※消費税については税別表示に
なっております。
※本書保管頂く場合は印刷面を内側
に折り保管をお願いいたします。

金額 5000 円

日付 / 年 11 月 8 日

《注意事項》

- ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするため日付順とし、重ならないよう貼付してください。
- ②両面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりづけしてください。
- ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。

支 払 証 明 書

支払先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 6日		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="padding: 5px;">1, 630円</td> </tr> </table>		金 額	1, 630円
金 額	1, 630円		
(内容)	道路通行料 1.630円 (引山～セントレア東)		
<p>上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないのので、その支払いしたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和年 11月 6日</p> <p style="text-align: right;"> 会派名 フロンティア旭 代表者名武田なおき (無会派議員は議員名) </p>			



支 払 証 明 書

支 払 先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 8日		
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td>1, 540円</td></tr></table>		金 額	1, 540円
金 額	1, 540円		
(内容)	道路通行料 1,540円 (セントレア東~引山) ※ 深夜割引料金		
上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないの で、その支払いしたことを証明します。			
令和元年 11月 8日 会派名 フロンティア旭 代表者名 武田なおき (無会派議員は議員名)			



(お客様片)

領 収 書

No A 073996

フロンティア旭 様

金額		7	3	4	0	5	0	0	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし 飛行機代として
(11/28付お振込分)

種 別	
	現金
✓	振込
	カード

上記の金額正に領収しました

令和元年 12月 4日



名鉄観光観光株式会社

名古屋市熱田区袖田町目6番34号

名鉄神宮前駅西ビル8階

発行部署 春日井支店

(0568) 83-7111

担当者印



社印・担当者印のないもの、及び、複写記入でないものは無効とします

① 17,550円 × 10人 = 175,500円

② 16,500円 × 10人 = 165,000円

領 収 書

No A 073997

フロンティア旭 様

金 額				¥	5	5	7	4	0	円
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

ただし

レンタカー代として
(11/28付お振込分)

種 別	
	現金
Y	振込
	カード

上記の金額正に領収しました

金 元 年 12 月 4 日



名鉄観光バス株式会社

名古屋市熱田区津島三丁目6番34号

名鉄神宮前駅西側8階

発行部署 春日井支店
(0568) 83-7111

担当者印



社印・担当者印のないもの、及び、複写記入でないものは無効とします

領 収 証

0-5-10

No. R 635341

(19)

入金日 / 年 11 月 6 日

フロンティア旭 殿

金 額				¥	3	3	0	0	円
-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

上記の通り確に領収いたしました。

但し レンタル料・ガソリン代・その他 (11/28付)

予約・貸渡No. 8269026, 8269030

登録No. 8918, 3065

金 額 内 訳	
現金	3300
小切手	
手形	
振込	
相殺	
クレジット	

本領収証に社印、或は金額訂正したもの、複写でないものは無効とします。

収 入
印 紙

名鉄観光バス株式会社


〒891-0115 鹿児島市東開町5番地5 TEL 268-0100 FAX 267-5600

保 印




- 東 開 店 (099) 268-0100
- 与 次 郎 店 (099) 258-0100
- 鹿児島中央駅店 (099) 250-0100
- 新大塚駅前店 (099) 285-0100
- いづる店 (099) 222-0100
- 鹿児島空港店 (0995) 58-2306
- 国分駅前店 (0995) 46-0100
- 始 良 店 (0995) 65-0100
- 川内駅前店 (0996) 25-0100
- 出 水 店 (0996) 63-1300
- 鹿 屋 店 (0994) 42-0100
- 指宿駅前店 (0993) 26-3600
- 名 瀬 店 (0997) 54-0100
- 奄美空港店 (0997) 63-0100
- 種子島空港店 (0997) 27-7077
- 西之島港店 (0997) 23-3211
- 屋久島店 (0997) 42-2000
- 屋久島空港店 (0997) 43-5180
- 和 泊 店 (0997) 92-0521
- 沖永良部空港店 (0997) 92-2100
- 徳之島空港店 (0997) 85-5500
- 霧 津 港 店 (0997) 82-0100

支払証明書


支払先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 6日		
<table border="1"><tr><td>金額</td><td>1,090円</td></tr></table>		金額	1,090円
金額	1,090円		
(内容)	道路通行料 1,090円 (鹿児島空港IC~鹿児島北IC)		
<p>上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないのので、その支払いしたことを証明します。</p> <p>令和元年 11月 6日 会派名 フロンティア旭 代表者名 武田なおき  (無会派議員は議員名)</p>			

支 払 証 明 書


支 払 先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 7日		
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td>1, 150円</td></tr></table>		金 額	1, 150円
金 額	1, 150円		
(内容)	道路通行料 1.150円 (鹿児島北IC~隼人東IC)		
<p>上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないので、その支払いしたことを証明します。</p> <p>令和元年 11月 7日 会派名 フロンティア旭 代表者名武田なおき  (無会派議員は議員名)</p>			

第1号様式

支 払 証 明 書

支 払 先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 7日		
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td>1, 150円</td></tr></table>		金 額	1, 150円
金 額	1, 150円		
(内容)	道路通行料 1.150円 (宇久野 尾張旭 IC)		
上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないので、その支払いしたことを証明します。			
令和元年 11月 7日 会派名 フロンティア旭 代表者名武田なおき  (無会派議員は議員名)			

支 払 証 明 書

支 払 先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 8日		
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td>1, 150円</td></tr></table>		金 額	1, 150円
金 額	1, 150円		
(内容)	道路通行料 1.150円 (鹿児島北IC~隼人東IC)		
上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないの ので、その支払いしたことを証明します。			
令和元年 11月 8日 会派名 フロンティア旭 代表者名武田なおき  (無会派議員は議員名)			

振込先 十二号支店(所)		金額	十 百 千 円
口座番号 95099134		7265000	
振込種目 2:当座 4:貯蓄 9:その他	フリガナ カブ ミューライビー	振込日・指定日 月 日	手数料徴収区分 1:即納 2:後納 9:不要 手数料(振込) 770
お受取人 (株) JTB	お依頼人 フリガナ: 尾張旭市新居町西3095 代表 谷口武司	振込日・指定日 月 日	
お依頼人 〒488-0077 尾張旭市新居町西3095	①-5-3		

このJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込みの場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

※45,000円
 現地チャリバス代を
 含んだ振込です。
 振込には20
 45,000円分の
 チャリバス使用料
 請求の口座に
 振り込まれます

取扱店 あいち尾東農業協同組合
 尾張旭支店
 ☎(0561)54-331

会議参加費領収書

秋田さとし 様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 真

会議参加費領収書

さかえ章演 様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 真

会議参加費領収書

陣 矢 幸 司 様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会 長 中 重 真

会議参加費領収書

武田なおき 様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会 長 中 重 真

会議参加費領収書

谷口武司様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 真

会議参加費領収書

成瀬のりやす様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 真

会議参加費領収書

日比野和雄 様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 真

会議参加費領収書

松原たかし 様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年 // 月 7 日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 真

会議参加費領収書

安田吉宏様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年//月7日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 眞人

会議参加費領収書

若杉 たかし 様

金 10,000 円

但、「第81回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和元年//月7日

第81回全国都市問題会議実行委員会

会長 中重 眞人

領収書等貼付用紙

領 収 書 RECEIPT

No.125931

70717旭 様

金額

4 2 0 0 0 円 (消費税込)

印紙税法
第5条第1号
により収入印紙
貼用せず

但し、宿泊代等として上記の金額を正に領収いたしました。
The above sum has been duly received as the accommodation fee.
①宿泊代以外/Description: 駐車料 4,800

2019年 11月 6日

アールエヌ株式会社

現金 cash
クレジット credit (内クレジット)

リッチモンドホテル国際空港駐車場
Richmond Hotel International Airport
〒892-0828 沖縄県豊後市金生町5-3
TEL 099-219-6655 FAX 099-219-6668



中部国際空港駐車場
0569-38-7830

令頁 又 証

精算機 #44 P 精算No.00000563
発券機 #06 発券No.01234316
入庫時刻 2019年11月 6日(水) 13:08
出庫時刻 2019年11月 8日(金) 22:30
駐車時間 2日 9:22
駐車料金 普通車 4,800円
=====
合 計 4,800円
現金領収額 4,800円
お預り 10,000円
お釣り 5,200円

またのご利用をお待ちしております。

金額 6,800 円

日付 19年 11月 8日

《注意事項》

- ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするため日付順とし、重ならないよう貼付してください。
- ②画面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりづけしてください。
- ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。

フロンティア旭・公明党尾張旭市議団政務活動 質問内容

南九州市議会

1 南九州市のふるさと納税について

(1) 概要について

(使途メニュー、返礼品の内容、寄付状況)


(2) 選べる使い道の策定過程等について

(3) PRの工夫について


(4) 関係団体との連携について

(5) 課題と今後の方針について

支 払 証 明 書

支 払 先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 8日		
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td>1, 150円</td></tr></table>		金 額	1, 150円
金 額	1, 150円		
(内容)	道路通行料 1.150円 (隼人東IC~鹿児島IC)		
上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないので、その支払いしたことを証明します。			
令和元年 11月 8日 会派名 フロンティア旭 代表者名武田なおき  (無会派議員は議員名)			

支 払 証 明 書

支 払 先	住所 尾張旭市旭台1丁目14番地8		
	氏名 武田なおき		
支払年月日	令和元年 11月 8日		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="padding: 5px;">1,090円</td> </tr> </table>		金 額	1,090円
金 額	1,090円		
(内容)	道路通行料 1,090円 (鹿児島IC-尾張旭市空港IC)		
<p>上記金額の支払に際しては、領収書を徴することが出来ないので、その支払いしたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和元年 11月 8日</p> <p style="text-align: center;">会派名 フロンティア旭 代表者名武田なおき  (無会派議員は議員名)</p>			

第4号様式(その1)

内 容

別紙

今後の活動計画

別紙

第4号様式(その1)別紙

政務活動費実績報告書

日時：令和2年1月31日(金)10時～12時30分

場所：大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館5階

講師：川本達志(元廿日市副市長 地方議員研究会総括コンサルタント)

テーマ：「立地適正化計画と公共施設等総合管理計画」

内容：

1. まちづくりの現状

日本の人口の推移は、少子化で今後20年～40年の間、人口は減っていく。

地方財政計画の歳出の推移は、投資的経費が減り、社会保障関係費等の一般行政経費が増えてきている。

2. 公共施設等総合管理計画(公的不動産有効活用)

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。また、人口減少により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。そのためには、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

公共施設に関する課題認識として、人口減少と年齢構成の変化への対応を検討し、市民ニーズの質と量の変化(高齢化と少子化)を見極める。また、施設の目的とカバーする利用者のエリアを再検討する。財政負担を抑制するため、更新費用と維持管理費用を低くしつつ、毎年度できるだけ均等な負担になるようにする。全体の最適と地域の最適はわけて認識する必要がある。

公共施設マネジメントに関する基本的な考え方として、統廃合と機能集約を行う。これは総量抑制と利用圏域を検討し再配置し、連携・補完・集約化・複合化・転用といった面積を少なく複合化することでコストダウンを図る。説明すると、集約化事業として既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する。複合化事業として、既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。転用事業として、既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する。

公共施設等総合管理計画とは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

個別施設計画とは、公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

3. コンパクトシティ

なぜコンパクトシティなのか、それは持続可能な都市経営のため、高齢者の生活環境・子育て環境のため、地域環境・自然環境のため、防災のために限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現するためである。

地方都市の現状と課題として、多くの地方都市では、急速な人口の減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下。住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成。厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全治の観点からの取り組みを強力に推進することが課題である。

施策の方向性としては、医療福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。

4. 都市再生特別措置法等の改正

背景として、地方都市では高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要として、立地適正化計画を作成する。都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成。民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり。

立地適正化計画の中身として、都市機能誘導区域（生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定）と居住誘導区域（居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定）がセットになる。

今後の活動計画

本市において、公共施設等の老朽化対策は必須であり、どのような考え方で進めていくかの参考になった。総務省の試算条件は目標耐用年数が60年、大規模改修を建築後30年と仮定しているので、経過年数が30年を超え50年以下の建築物については今後10年間で大規模改修を均等に行うこと、50年を超えている建築物については60年を経た年で建て替えることを想定し、実際の建築年数を調査してみたい。

コンパクトシティについては、拡散した市街地が中心拠点への交通手段がなく自家用車中心の生活になっているのが問題になっている。本市においては、移動手段の問題が重要になると思うので、全体のネットワークと地域のネットワークについて考えたい。

改正都市再生特別措置法については、立地適正化計画をしっかりと確認し、どのような線引きをするかを確認していきたい。

以上

領 収 証

フロンティア旭 様 2020年1月31日

★ ￥60,000

但 1/31 10:00~「立地適正化計画と公共施設等総合管理計画」
4名様 研修会受講代として

上記正に領収いたしました



一般社団法人地方議員研究会
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
TEL 06 (7878) 6297

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

R2年1月9日

振替

振込先 楽天銀行	農協 信連 信組 信協 信庫	振込先 第三信託店(所)	金額	十億	百万	千	円
お受取人 フリガナ (社) 地方議員研究会	口座番号 7520919	お振込先 フリガナ フロンティア旭 代表 佐藤 誠司 様	記帳日・指定日 月 日	1:即納	2:後納	9:不要	手数料(料(税込)) 770
お振込元 フリガナ フロンティア旭	お振込先 フリガナ フロンティア旭	お振込元 〒488-0077 尾張旭市新居町西河3095					
お振込元 〒488-0077	お振込先 〒(0561) 56-7652	お振込元 尾張旭市新居町西河3095					

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等や心を得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込みの場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

あいち尾東農業協同組合
尾張旭支店
☎(0561)54-3311

この「JAバンク」をご利用いただきありがとうございます。



領 収 証

通 番	T001-044968
領収証番号	02652549572-02-62
発 行 日	2020年 1月27日

フロンティア旭 様

下記の金額正に領収いたしました

¥ 56,080 -

但し 1月28日 JR乗車券代金として

ご入金内訳 (今回のご入金額)

日 付	種 別	金 額
2020/01/27	クレジット	¥56,080
	合 計 金 額	¥56,080

尾張旭イトーヨーカードー店

〒488-0067 愛知県尾張旭市南原山町石原
116-4

TEL: 0561-54-9171

出納責任者

取 扱 者

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 品 川
税 務 署 承 認 済

作成地: 東京都品川区東品川2-3-11

領収個所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

